

令和 8 年 8 月 7 日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（２）

関東地方整備局は、株式会社東京エネシス（東京都中央区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：０４８－６０１－３１５１（代表） FAX：０４８－６００－１３７０

□契約課長 榎本 （内線：２５１１）

□契約課長補佐 園田 （内線：２５１７）

電話：０４５－２１１－７４１２（代表） FAX：０４５－２１１－０２０５

契約管理官 小宮 （内線：５８８０）

経理調達課長 兒玉 （内線：５８７０）

□は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町 1－3－1

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 1 0 月 6 日まで（2 カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

（株）東京エネシスの社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、令和 8 年 6 月 1 6 日、群馬県警に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の社員が公契約関係競売入札妨害の罪により逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 8 号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 8 号>

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。 イ <u>当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員</u> ロ <u>当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員</u>	逮捕又は公訴を知った日から 2 カ月以上 1 2 カ月以内 1 カ月以上 1 2 カ月以内